

消費者教育の推進に関する基本的な方針

平成25年6月28日 閣議決定
(平成30年3月20日 変更)
(令和5年3月28日 変更)

概要

令和5年度～令和11年度の7年間を対象※

- 消費者教育の推進に関する法律（平成24年12月施行）第9条に基づき、内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成。消費者教育推進会議及び消費者委員会からの意見聴取等を経て、閣議で決定。（平成25年6月に決定し、平成30年3月に変更）
- 基本方針＝消費者教育の担い手（国、地方、消費者団体、事業者等、消費者自身）にとっての指針。

I 消費者教育の推進の意義

消費者を取り巻く現状と課題

- ・消費者の多様化（高齢化、成年年齢引下げ、孤独・孤立の顕在化 等）
- ・デジタル化の進展（商品取引・サービス利用形態、情報取得・発信の変化 等）
- ・持続可能な社会実現に向けた気運の高まり（食品ロス削減、カーボンニュートラル、プラスチック資源循環、サステナブルファッショ等）
- ・自然災害等の緊急時対応（コロナ禍における不確かな情報の拡散 等）

- ・消費者の自立支援＝合理的意思決定ができ、被害に遭わない
 - + より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成（消費者市民社会の形成に参画）→ SDGs の達成にも不可欠
- ・消費者のぜい弱性への対応、個人のWell-being向上の観点

II 消費者教育の推進の基本的な方向

今期の基本方針における基本的視点

- ・「教えられる」だけでなく、消費者による自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことを促進
- ・消費者の多様化等を踏まえたきめ細やかな対応
- ・デジタル化への対応
- ・消費者市民社会の一員としての行動を促進

○体系的推進のための取組の方向

- ・幼児期から高齢期までライフステージに応じた体系的・継続的な実施
⇒広く社会で、消費者の継続的な学びと考える力の獲得を支援することが重要
行動経済学や心理学の知見も踏まえ、まずは消費者が自身を知ることを促す観点も重要
- ・消費者の多様な特性（年齢、性別、障がいの有無、国籍など）に応じたアプローチ
⇒不安をあおって契約させる商法（靈感商法）等、被害に遭いやすい手口・手法等について注意喚起、若年者等が相談しやすいメールやSNS等による消費生活相談の支援、多様な高齢者の実態やデジタル化を踏まえた一層の工夫、など
- ・デジタル化に対応した消費者教育の推進
⇒トラブルを回避する知識、批判的思考力、適切な情報収集・発信能力の重要性の高まり
ポータルサイトでの情報提供・連携促進、最新のトラブル事例や教材の提供による担い手支援

- ・消費者市民社会構築に向けた多角的な視点の情報提供
⇒社会的課題を自分事として捉え、消費行動により課題解決ができるよう積極的に情報提供
デジタルを活用した消費者自らの情報収集、相互へ伝え合う活動の促進
緊急時には、不確かな情報に基づく行動への注意喚起、適切な意見の伝え方等、合理的判断をするために必要な情報を提供

○各主体の役割と連携・協働

- ・国と地方公共団体
- ・消費者行政と教育行政
- ・地方公共団体と消費者団体、事業者等
- ・消費者と事業者

地域における多様な主体間のネットワーク化
(結節点としての消費者教育推進地域協議会、コーディネーター)

○他の消費生活に関連する教育との連携推進

（金融経済教育・法教育・情報教育・環境教育・食育・主権者教育等）

III 消費者教育の推進の内容

様々な場における消費者教育

（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等）

- ・成年年齢引下げを踏まえつつ、学習指導要領の趣旨や内容の周知・徹底
- ・外部講師の活用の促進
- ・デジタル教科書等に対応した教材提供
- ・教科横断的な実践等好事例の周知

（大学・専門学校等）

- ・消費者教育の次世代の担い手育成の視点
- ・学生主体による啓発活動等の取組事例の収集・提供
- ・マルチ等消費者被害に遭いやすい類型・手法の知識の提供

（地域社会）

- ・消費生活センターが啓発活動やコーディネート機能を担うよう体制整備
- ・社会教育施設等の活用
- ・見守りネットワーク、消費生活協力員・協力団体等の仕組みを活用した推進
- ・誰一人取り残されないデジタル化への対応

（家庭）

- ・保護者が正しい知識を身に付け、普段から子供と家庭内で話すことで消費者被害を予防
- ・家庭内で高齢者と情報共有、連携

（職域）

- ・事業者のニーズも踏まえつつ、事業者による従業員への消費者教育の意義、メリットを整理
- ・事業者向け消費者教育プログラムの開発
- ・積極的に取り組む事業者の奨励

人材（担い手）の育成・活用

（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等）

- ・教員養成課程や現職教員研修等における消費者教育に関する内容の充実
- ・国民生活センター等の教員向け研修の活用を推進

（大学等）

- ・地方公共団体や関係団体との連携の枠組みを構築
- ・消費者教育推進地域協議会への参画を促進

- ・消費者団体・NPO等による消費者教育
- ・地域で活動する団体の情報提供等の支援
- ・国民生活センター、消費生活センター、社会教育施設等の担い手育成拠点化のため、情報提供、消費生活相談員の資質向上に向けた支援

（消費者）

- ・優良事例の提供、消費者月間等を活用した周知啓発により消費者の自主的な相互の学びの取組を支援

- ・消費者教育としての、事業者による消費者への情報提供、商品サービスの開発・提供
- ・積極的な情報提供としての「出前講座」、「出前授業」の充実に期待

消費生活センター等を拠点とする、多様な主体が連携・協働した体制作り

様々な場における、外部人材を活用した効果的な消費者教育を実現

消費者教育コーディネーターの配置・育成

- ・多様な関係者や場をつなぐ重要な役割
- ・コーディネーター会議の開催による課題や目標等の抽出、地域ごとに直面する課題の共有

国による連携・協働の働きかけ

- ・若年者と地域の消費者団体、社会的課題の解決に取り組む事業者・事業者団体等による協働や、ネットワーク構築の促進

IV 関連する他の消費者施策との連携

- ・食品と放射能に関する理解増進
- ・事故・トラブル情報の迅速的確な分析・原因究明など

V 今後の消費者教育の計画的な推進

KPIの検討・設定

- ・実態調査や関係省庁のデータ等をいかしつつ、適切な指標を検討
- ・地方公共団体の推進計画での設定も促す

- ・都道府県、市町村の地域の特性に応じた推進計画策定等の推進・支援
- ・社会経済情勢の変化等に対応するため必要に応じ基本方針の変更を検討

※「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づき、消費者基本計画との対象期間を一致させるため、今期基本方針に限り7年間とした。